

**【テーマ】**

憲法が地域社会に生き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしを求める。とりわけ「地域人権」の観点から

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、  
のために国の責任と施策の充実を求める。

1, 日程他 (集合15分前。交渉前に個別課題他打合せを行う)

- ①農林水産省 (本館正面玄関9:45集合、事前名簿提出必要)  
(南別館5階経営局第1・2会議室、ドア番号:別512)
- ②法務省 (1階共用応接室)
- ③国土交通省 (中央合同庁舎3号館通用門—外務省側—集合  
全員揃っての入館。1階共用会議室)
- ④経済産業省  
(別館1階で通行証渡し。別館11階、1115共用会議室)
- ⑤文部科学省 (東館9F生涯学習政策局会議室) 前後半で職員入替  
前半13:00~(要求項目4~8)、後半13:45~(要求項目1~3)
- ⑥厚労省 雇用開発13:00~, 地域福祉13:45, 老健14:30~  
(1階共用第5会議室)
- ⑦申し入れ 外務省(15:00 人権人道課)

## (1) 農林水産省

- 1, 省は、32 年には、高齢化によるリタイアで農家数が大きく減少するものの、経営規模の拡大等により農地の 7 割が家族農業経営によって担われ、概ね 21 年の水準を維持し、法人経営、集落営農型法人を合わせると、経営耕地面積は 17 年に比べ約 4 倍になり、農地面積の約 1 割を占め、主業農家と法人経営を合わせると、17 年は農地面積の約 4 割であったものが、32 年には 5 割以上を占め地域における基幹産業の担い手となる見込み(展望)を示しているが、いま進められている TPP 交渉やアメリカとの FTA 交渉などが与える影響をどれだけ考慮しているか。日本農業、安心安全な食料確保、39%まで落ち込んだ食料自給率を上げていくためにも TPP、アメリカとの FTA から離脱すべきである。
- 2, 省は、耕作放棄地を含め農地集約による大規模法人経営等を進めることにより、法人経営における農業生産関連事業等を除外した農業常雇数は平成 32 年には 11 万 5 千人になり、農業生産条件の不利な中山間地域を中心に、引き続き集落営農の組織化が漸次進み、21 年の 1 万 3 千集落営農、耕地面積 49 万 ha (農作業受託面積を含む。以下同じ。)から、32 年には 2 万集落営農程度、耕地面積は 83 万 ha (農地面積の約 2 割)程度になると試算しているが、そもそも中山間地域は小規模零細で家族又は単身経営的な農業が営まれており、農業従事者の年齢もその多くが 65 歳以上と高齢化している。担い手不足も深刻な状態にあり、集落営農がどんどん進む状態にはない。それよりも中山間地域における持続可能な食料自給率を向上させる政策へと舵をきるべきである。
- 3, 「山の駅」(仮称)など、地域にあった生活拠点づくりとその拠点や集落をつなぐコミュニティバスの運行や集落支援員配置などの要求に対して、省は昨年国交省と合同で全国 3000 ヲ所計画していると回答したが、国交省との連携も含めどこまで進んでいるのか。
- 4, 新規就業者総合支援事業の充実改善と自治体が独自に行う新規支援事業への支援を早期に検討されたい。
- 5, 1 年後に迫っている経営所得安定対策廃止との関係で個別所得補償制度の復活を求める。
- 6, 国が管理するしくみが民間の品種開発意欲を阻害していることを理由に、種子法(主要農作物種子法)が来年 4 月 1 日で廃止されるが、そもそも種子法は、戦中戦後の食糧難を経験した我が国が、「食料を確保するためには種子が大事」、主権を取り戻すのとほぼ同時に取り組んだのが種子法制定であり、今

回の種子法廃止は、国民に食料を供給する重要な責任を国が放棄しようとしているにも等しく、農業への株式会社参入やTPPなど中身が不透明な要因もある中で、種子が値上がりしたり食品価格へ転嫁されたりすることも懸念されると同時に種子法に基づいた予算組みもその根拠を失うなど、種子法廃止による影響は予測できない。廃止撤回を求める。

7、近年、自然災害が多発し、農山村に甚大な被害が続発している。農山村や林業の荒廃は社会の災害への対応力を弱め、逆に災害が農山村の崩壊に拍車をかけている。この点からも、農林業と農山村の再生は急務であり、甚大な被害が出た場合、復興に迅速に取り組めるよう、万全の支援体制を準備しておくことが求められる。多発する災害で、農業経営の再建を全面的に支援されたい。

8、収入保険の創設と一体で、農業共済事業における米・麦などの当然加入制度が廃止になり、共済組合の組合員の減少、共済事業の縮小・弱体化が懸念される。農業共済事業は災害の際に農業者の経営を維持し、地域農業を支える重要な仕組みであり、引き続きその役割が発揮されるよう、加入者の促進、事務費の援助などを支援されたい。加入率の低い果樹、施設などの共済を利用できやすく改善し、農業災害補償制度の充実をはかられたい。

9、シカなどによる食害やナラ枯れなどの被害は、年間8000haに及び生態系の破壊など人間生活にも影響を与えている。野生獣の防除と捕獲、個体数の管理や病虫害の効果的、効率的な防除技術の開発をすすめられたい。捕獲した野生獣の食肉流通対策を強化されたい。

10、愛知県あま市にある化製場における悪臭問題が、長年にわたり続いている。地元自治体（清須市・あま市）や愛知県もこの問題に対して、議論を重ねているが解決の目途が立っていない。

（生産局畜産部食肉鶏卵課）は、畜産リサイクルの推進において、

- ①畜産副産物の適正処分についてどのような認識をもっているか。
- ②同工場は独立行政法人農畜産業振興機構事業による畜産副産物適正処分等推進事業がおこなわれているが、その実態についてはどのように把握されているのか。
- ③同工場の畜産副産物の処理における悪臭問題解決を図るため、愛知県と連携し抜本的な改善へ向けた指導・援助をおこなわれたい。

## (2) 法務省（人権擁護局）

- 1, 「部落差別解消推進法」にかかわる国会附帯決議の遵守を徹底し、法の恣意的な拡大解釈に毅然として対処されたい。
  - ①法本文だけでなく附帯決議も周知するよう徹底されたい。
  - ②「世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意する」（衆議院）に際しての視点を示されたい。
  - ③「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずる」（参議院）に関わり講ずるべき対策について示されたい。
  - ④「当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意」に関わり留意すべき点について示されたい。
  
- 2, 兵庫県たつの市議会は昨年 12 月議会で部落差別の解消を進める条例案を可決した。条例は、市が差別解消に向けて施策を進める責務を明記。部落差別解消推進基本計画を取りまとめ、市民団体や学識者らでつくる審議会を設置し、相談体制や人権教育の充実などの施策を効果的に進めるとして、4 月 1 日から施行する。「部落差別解消法」は「理念法」だと提案者は繰り返し発言した。よってこの法の成立は「部落問題」に特化した新たな施策・計画づくりを国や自治体に促してはいないと考える。省の見解を明らかにされたい。
  
- 3, 「部落差別の実態に係る調査」の内容、手法を明らかにされたい。
  
- 4, 「国内人権機関」設立について、以下の点を求める。
  - ①国連パリ原則に沿った、独立性と実効性が確保されるものにする
  - ②人権委員会は権力や大企業等による人権侵害、平等権に係わる領域のみを強制救済できるようにする
  - ③言論・出版の自由に係わり定義があいまいで言論表現規制につながる「不当な差別的言動」「誘発・助長」などの文言・規定は法の目的記述からははずす
  - ④人権擁護委員の国籍条項をなくす
  - ⑤国民の権利実態をふまえ、法律の必要性などそもそもからの議論が行えるようにする
  - ⑥国連関係委員会に対しこの件に関する日本国内での議論の到達点など正しい情報提供を求める。
  
- 5, 同和問題の現状について、人権啓発パンフレット「心ひらこうー同和問題はいま」は、人権侵犯処理のなかでの件数割合や処理内容の変化を示さず、解決へと前進している婚姻などの変化した数字もあげず、世論調査に見られる「いまだ残る差別意識」、実証に欠ける「結婚や就職の差別」を記述するなど、か

えって誤った理解を広げ啓発不信を招きかねない。是正をセンターに求められたい。

また、今日における「同和問題に関する国民の差別意識」についてどのように認識されているか。「市民意識調査」は「同和地区」「同和地区住民」を前提に実際の問題行為では無く、「同和問題」の理解を問うて「啓発効果」を図る程度の意味しかなく、実際の認識に誤解を与えていることから有益な設問とは言えない。「同和地区」「同和地区住民」を前提とする設問はやめられたい。

6、5年ごとに内閣府が実施している「人権擁護に関する世論調査」の同和問題に関する人権上の問題の設問で、「部落差別解消法」の成立を反映して「部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」と問う箇所がある。「どのような人権問題があると思うか」との問いは、実際に見聞きしたことのほか、想像したことも合わせて問う形になり、誘導的であり、科学的調査とは言えない。「あなたは、同和問題に関し、実際に身のまわりで起きたことを聞いたことがありますか」などの設問に変更して対処していただきたい。

市町村の調査ではそのような設問に変更するところもでているが、都道府県では全国比較する立場上、内閣府の設問と同じ設問をしているところが見受けられるので、政府の側でも変更を検討願いたい。

7、議員立法で成立した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（2000年12月6日法律第147号）は人権擁護施策推進審議会会長が談話で法的措置は必要なしとしたにもかかわらず、一部団体の「部落差別をなくしていくための法律」として制定された。私たちは、法律の最大の問題点は、人権問題を差別問題に矮小化して「国民の差別意識」の問題にし、憲法で保障された思想・良心の自由や表現の自由を侵害する、法の名で国民に特定の考えが強制・教化がなされる、として法制定に強く反対した経緯がある。

今日、自治体などの「指針」や「計画」などでは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を根拠に、市民の内心に踏み込み「差別意識がある」と市民を差別者扱いし、「依然として根深い差別意識」を解消することが人権（同和）啓発の課題とされ、「啓発冊子」では同和問題の実態を歪めて描き、差別の拡大再生産という矛盾など多々問題が生じている。部落（同和）問題の実態から乖離した人権（同和）啓発や人権（同和・解放）教育に法的根拠を与えている「人権教育啓発推進法」は、見直し規定に則り即刻廃止されたい。

8、日本国は自由権規約の批准以来半世紀近くにわたって、個人通報制度の導入を実現していない。国会が自由権規約を批准した時、第一選択議定書の速やかな批准を約束した。それにもかかわらず、これが果されることなく今日に至っ

ている。このため、人権面では多々遅れが目立ち、とりわけ国際的な自由権規約の解釈基準にそぐわない独自の人権理論が定着し、それが人権の国際化への到達を阻んでいる。個人通報制度は日本国が批准した主要な国際人権条約すべてにおいて、実現していない。このため、条約の趣旨に反する判決が最高裁判所及びその下級審においても度々罷り通っている。日本政府は報告審査の機会ごとに批准は「鋭意検討中」の常套句で答えをはぐらかし、批准を拒否する姿勢を示してきた。批准を見越して準備を完了し、受け入れに支障がないのだとしたら、直ちに批准すべきである。

### (3) 経済産業省

- 1, 国民に大增税をもたらす、所得税の各種控除や課税最低限の引き下げをやめること、特に所得格差を拡大し低所得者の生活を破壊する消費税率は廃止・引き下げをはかられたい。消費税に係わり食料品をはじめ生活必需品は、ただちに非課税にされたい。
- 2, 同和高度化資金の貸し付け及び償還状況を県別に明らかにし、返済指導と不正排除の徹底をされたい。
- 3, 高額図書購入強要、指名入札への参画、工事請負への参入など「えせ同和行為」「えせ人権行為」と称すべき実態にある) がいまだ横行している。省が把握している現状を明らかにし、行政・企業に対する指導と啓発の強化をはかられたい。
- 4, 靴・履物産業の振興をはかるため、製品に関する科学的な研究の確立と充実をはじめ、中小零細業者に対する新製品・デザイン開発、技術の向上と継承、技術者・人材育成、国際見本市への参加、官公需や輸出を含む販路の拡大など、大幅な予算措置をとって実効ある具体的対策に本格的にとりくむこと。
  - ①皮革産業振興対策事業を大幅に増額するとともに、地方に対する国庫補助について特段の予算増額措置をはかること。
  - ②産業を守り、働くものの仕事確保をはかるためにも、革靴の輸入自由化に反対し、WTO協定の改定について提起し、WTO協定の「セーフガードにかんする協定」を発動して革靴の輸入数量の制限をはかること。また、そのための「実態調査」にただちに着手すること。
  - ③現行の関税割当(TQ)制度の維持・強化を断固はかるとともに、これ以上の革靴の大量輸入を防止するあらゆる積極的な措置をとること。当然のこととして、二国間等の自由貿易交渉や貿易自由化交渉・ラウンド協議においても、労働団体を含む関係業界団体に対する情報提供をすすめるとともに、現行制度の維持・存続と輸入枠の拡大抑制のための強力な主張を展開して、これを断固守りぬくこと。また、国内で審議・決定される関税割当基準数量については、今年度の実績をふまえ、今後一切拡大しないこと。また数量についての科学的かつ明確な根拠を示すこと。
- 5, 東日本大震災などの被災地の復旧・復興、被災者の生活と生業の再建にむけた予算を拡充し速やかに執行されたい。また原発対策については、火山の爆発

や断層などによる震源地域で特に大事故が予想される原発や稼働年数の長い原発は即座に停止し、すべての原発再稼働を行わず、廃炉に取り組むこと。あわせて、自然エネルギー利用の拡大、普及に取り組み電力の安定供給をめざすこと。原発の輸出は直ちに禁止すること。これら原発依存を改め、将来にわたって原発による放射能汚染から住民を守る政策を確立されたい。

### (3) 国土交通省

- 1, 住まいは人権の立場で風呂付き公営住宅を多く建設するとともに、公営住宅比率の高い地域での継続的な街づくり発展のために、年齢、階層などバランスのとれた都市計画、各種の振興策を実施すること。そのために、親から子への入居権の継承や地域の実状にあう入居基準にされたい。
- 2, 若年や高齢者の単身世帯が急増している。民間賃貸アパートなどに入居者に対して家賃補助をつくられたい。また公営住宅入居に当たっての身元保証人制度は自治体などが援助できるようにするとともに、収入基準を更に緩和されたい。
- 3, 高齢者・障がい者の単身者のみならず、社会の主流になっている単身者全体を視野に入れた公営住宅の入居基準の見直し推進のための通達を出されたい。
- 4, 公営・改良住宅の改善および建て替えを円滑に促進するために、国の補助率や補助単価を大幅に引き上げられたい。
  - ①公営・改良住宅の管理について、もとより公平性・公益性のない地元管理委託はただちにやめること。また、改良住宅における応能応益はかつて65%の進捗であったが今日の到達はどうか。また公営入居者との公平を徹底する上からもさらに指導を強められたい。その際に、近傍同種などという「応益」が「公営性」を損ね、異常な家賃形態になっている所もある。住まいは人権に関わる問題である。「公営性」にかなう家賃体系、上限を設定し、一方では不適正入居や家賃不払いを是正されたい。
  - ②不良住宅を改良する目的で建てられた公営中高層住宅は築40年から50年を経過し、老朽化がすすんでいる。また、入居者も高齢化がすすみ、エレベーターの未設置などバリアフリーも遅れている。

旧同和地区に建設された階段室型の公営住宅・改良住宅へのエレベーター設置を推進するための財政的支援のみならず、技術的支援を具体的に実施されたい。
  - ③旧同和地区に建設された公営住宅・改良住宅などの空き家に旧同和地区外住民が入居できるよう入居基準の見直しを推進するための通達を出されたい。また空き室公募の自治体がかつさらに同和対策の経過を強調するような広報は止めるよう指導されたい。
  - ④若年層が住宅外へ流出するなど、地域づくりをすすめていく上で大きな障害となっている。公営住宅を維持し世代交流ができ、特定地域への集住から住宅の分散拡散も工夫されると同時に、住み替えもできるようにされたい。
- 5, 高齢化の進んでいる地域では、地域内交通の不便さが指摘されており、コミュニティバス、移送タクシー等による地域の足の確保が求められている。国として大幅な助成制度をつくとともに、自治体への指導も徹底されたい。
- 6, 住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業(要綱 2006年8月国住整備38-2号)については、限度額を引き上げるなど充実をはかるととも

- に、財源は国の負担とし、償還完了まで実施されたい。また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」「行方不明」「債権放棄」にかかる滞納債権の各県別状況資料を示されたい。また滞納債権については、連帯保証人が死亡した場合も同様に、全額国で負担措置されたい。債権回収マニュアルの簡易版を作成されたい。それから貸付金滞納状況（各県別）の資料も示されたい。
- 7, 超高齢社会の到来のもとで高齢者専用賃貸住宅などのサービス付き高齢者向け住宅の意義は重要性を増しているが、今後の補助金制度の見通しなどを具体的に明らかにされたい。
- 8, 2014年に「空き家対策特別措置法」が成立した。空き家取り壊しによる固定資産税の軽減措置を行うなど老朽危険空き家をなくすための施策が求められる。またシェアハウスへの活用など空き家活用を行う地方自治体への支援をすすめられたい。
- 9, 政府が都市部も含め全自治体に要請している「公共施設等総合管理計画」の策定では、「市町村間の広域連携を一層進めていく観点」での各施設の統廃合をせまり、学校統廃合をいっそう促進するなど、「集約化」の名による身近な住民サービスの切り捨てが行われている。強制に対する歯止めを指導されたい。
- 10, まちづくり交付金は、2010年4月に創設された「社会資本整備総合交付金」に統合され「都市再生整備計画事業」になり、「地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的」に「交付金」がだされ、「高齢者向け優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業等」も対象とされている。「住民本位」「住民自治」の観点を重視するよう自治体を指導されたい。

## (5) 文部科学省

- 1, 憲法・子どもの権利条約にもとづいた教育をすすめられたい。
- 2, 教育費の保護者負担を軽減されたい。
  - ①義務教育費の国庫負担を拡充されたい。
  - ②給食費の無償化をすすめられたい。
  - ③就学援助の拡充と国庫負担の復活に努力されたい。
  - ④高等教育の学費無償化と給付制奨学金の創設をすすめられたい。
- 3, 学習指導要領解説の「部落解放運動」は削除されたい。学習指導要領解説に書くことが肥大化した教科書記述を招いている。社会問題の解決をめざす個々の運動について、文科省がこれは書けと指示すべきではない。また、教科書の身分制や部落問題に係わる記述を是正されたい。

### (資料 「高等学校地理歴史編 第3節(2)イ 第4節(5)ア)

平成 21 年 12 月 (平成 26 年 1 月 一部改訂) 文 部 科 学 省

#### 第3節 日本史A

##### (2) 近代の日本と世界

###### イ 近代産業の発展と両大戦をめぐる国際情勢

「国民生活の変化」については、資本主義の発展に伴う産業構造の変化、明治末期の農業技術の近代化や政府の農業と農村に対する政策、農村での地主と小作人の関係の変化や都市への人口の移動などに着目して、伝統的な農村社会の生活と文化の変容及び都市における貧民問題や労働問題と社会運動の発生について考察させる。その際、中等・高等教育の拡充や経済の発展による知識層・中間層の増加、デモクラシーの風潮の高まりを背景とする民本主義思想の普及や普選運動の高まりなどの時代的背景を重視する。社会主義運動、労働運動、農民運動の展開、部落解放運動や女性の地位向上を目指す運動などの活発化を取り扱う際にも、デモクラシー思想の浸透などに留意させるようにする。

#### 第4節 日本史B

##### (5) 両世界大戦期の日本と世界

###### ア 政党政治の発展と大衆社会の形成

「政党政治の発展」については、それを可能にしたデモクラシーの思潮など国内外の政治思想や都市化の進展など経済・文化の新たな状況に着目して、日露戦争頃からの国民各層の政治意識の変化、第一次護憲運動や米騒動、原敬内閣の成立、普選運動や護憲三派内閣の成立などについて考察させるとともに、二大政党による政党内閣制の憲政史上における意義に気付かせる。また、無産政党の動向や軍部の台頭にも触れる必要がある。その際、議会内のみでなく、民主主義的風潮の高まりや海外からの社会運動の影響を受けて、この時期の国民各層の間にもどのような政治・経済上の主張や要求があったのかに留意して、社会主義運動や労働運動、農民運動、部落解放運動、女性の地位向上を目指す運動などの動向に着目させる。

- 4, 特定の部落解放運動等の方針を教育に持ち込ませないようにされたい。
  - ①「部落民宣言」「立場宣言」などをさせないようにされたい。
  - ②旧対象地域へのフィールドワークをさせないようにされたい。
  - ③子どもの言動は事件化せず、教育の課題として解決するようにされたい。
- 5, 「部落差別解消法」にかかわる国会附帯決議の遵守を徹底し、法の恣意的な拡大解釈に毅然として対処されたい。
  - ①法本文だけでなく附帯決議も周知するよう徹底されたい。
  - ②「世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意する」(衆議院)に際しての視点を示されたい。
  - ③「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずる」(参議院)に関わり講ずるべき対策について示されたい。
  - ④「当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意」に関わり留意すべき点について示されたい。
- 6, 児童生徒支援加配教員については、依然として人権(同和)問題を対象とした偏向配置になっていることから趣旨にそった適正な配置による大幅な人員増をはかること。各都道府県別に配置人数の実績・今年度人数と予算を明らかにされたい。
- 7, 障害者雇用の法定雇用率の達成をすべての分野で促進されたい。平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げられる。民間(2.0が2.2%、法定雇用率達成の割合は48.8%)、国、地方公共団体など(2.3が2.5%、法定雇用率達成の割合は94.1%)、都道府県等の教育委員会(2.2が2.4%、法定雇用率達成の割合は80%)。
- 8, すべての子どもは、人間として尊ばれ、心身ともにすこやかに生まれ、のびのびと成長し、発達する権利がある。安全で健全な環境のなかで育てられ、平和で民主的な教育が保障されなければなりません。厚生労働省が2017年にまとめた報告書によると、日本の子ども(17歳以下)の相対的貧困率は13.9%(2015年)。これは、日本の子どもの約7人に1人が相対的貧困状態にあることを示している。2014年のOECDのまとめでも、日本の子どもの貧困率は、先進国34ヶ国中10番目に高い数字だった。「子どもの貧困」の問題に焦点をあてた、教育格差の緩和に対応できる政策の充実を求める。

**(資料 参議院調査室 経済のプリズム No78 2010.4)**

就学援助制度の一般財源化・地域別データを用いた影響分析・

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 経済・社会政策部 小林 庸平

おわりに

本稿では、市区町村別のデータを用いて就学援助制度の運用状況と一般財源化がもたらした影響を分析してきた。分析の結果は以下のように整理することができる。第

一に、準要保護率の高い地域は、東京・大阪の大都市圏の市区と、地方の小規模な町村に集中していることが分かる。前者は行財政規模が一定水準を超えているため多くの準要保護者に対応できており、後者は実際に就学援助を要する小中学生が多いものと推察される。また準要保護率の低い地域を見ると、ほぼ全てが非常に小規模な町村で構成されており、行財政規模が就学援助制度の運用に影響を与えているものと考えられる。第二に、就学援助制度の一般財源化は、市区町村別の運用格差を拡大させた可能性が高い。準要保護率の分布を時系列比較すると、分布の裾が厚くなっていることが確認された。また一般財源化後は、準要保護率0%の地域がほぼ倍増しており、国庫補助制度の廃止によって、事実上、準要保護者に対する就学援助給付を停止してしまった自治体が増加している。このことは要保護率の分布の時系列推移と比較すると、よりいっそう明らかとなる。第三に、経済分析の結果から、就学援助制度の一般財源化は市区町村の就学援助給付を引き下げた可能性が高いと考えられる。また、一般財源化によって、就学援助制度の運用に対して財政力が及ぼす影響が強まっているものと考えられる。林（2007）が指摘するように、他の先進国と比較して日本の地方政府は生活保護や健康保険、介護保険など再分配的歳出規模が大きくなっているが、そういった状況を見逃した地方分権の推進は、地方政府の再分配的歳出を抑制させる可能性が高く、本稿の分析結果はそれが現出している可能性を示している。今後も、地方分権は大きな政策課題のひとつとして位置づけられるものと考えられるが、日本の地方政府を取り巻く状況の特殊性について、十分な配慮を行っていくことが必要である。

最後に今後の研究課題について指摘をしておきたい。ヘックマン教授は、人的資本蓄積における低年齢時の教育の重要性を指摘している(Heckman and Krueger (2003))。低年齢時の人的資本は、その後の人的資本蓄積や進学率、賃金率に大きな影響を与えていることが、アメリカのデータによって確認されている。日本でも同様の状況が成立しているのであれば、就学援助によって教育の機会を保障することは、単にその時点における経済格差の縮小効果だけでなく、より長期的な人的資本の蓄積に寄与する可能性がある。今後はその点を検証していくことが求められる。また、就学援助制度の運用は自治体の裁量に委ねられている部分が多いため、就学援助を必要とする層に対してきちんと給付がなされているかどうかは定かではない。今後は、就学援助を必要としている層に対して、適切に給付が行われているか否かを検証することも必要になるだろう。

## 6－（１）厚生労働省（雇用開発課）

1, 就職応募者の人権を保障するための公正・合理的な採用システムの確立について、すべての企業に対し、「統一応募用紙」の精神を遵守し、身元調査、思想・信条調査、縁故採用、身元保証をはじめいっさいの就職差別・人権侵害を根絶するよう指導を徹底されたい。

「選考採用委員」手帳における資料は同和問題に偏重している。憲法条項を周知する内容に改正されたい。

2, 「就職差別につながるおそれ」の統計をとった年から昨年までの内容と件数を明らかにされたい。その件数ならびに経年変化の推移からして、省は部落問題解決の到達点をどのように捉えているのか、見解を明らかにされたい。

また、公益財団法人人権教育啓発推進センター発行の啓発資料に「同和地区出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取り扱いを受けるなどの事案が発生しています。」と記載していることについて、省としての認識を示されたい。

3, すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現されたい。

派遣労働者の違法な首切りをやめさせ雇用の継続と、暮らしが成り立つよう最低賃金を1000円以上に大幅に引き上げることを企業に要請されたい。

雇用保険給付期間の延長、訓練事業の拡充、訓練手当の増額、就業の安定と労働者の資質向上のための関連制度の充実をはかられたい。

「ブラック企業」「ブラックバイト」など若者を「使い捨て」にする企業や、電通の過労自殺、NHK記者の過労死、さらに新国立競技場建設現場従事者の過労自殺など、野放しとも言える長時間労働などを根絶させるための法の整備をはかるとともに、人間らしく働くルールを確立するための指導を徹底されたい。

4, 隣保館経由の雇用保険適応日数上乘せ制度は、同和対策の延長制度である。

即刻廃止されたい。なお、2003年度から昨年度までの年度ごとの実績を各県ごとに明らかにされたい。その変化を省としてどのように評価されているのか認識を明らかにされたい。

5, ILO第83回総会で採択された第177号条約（通称・家内労働条約）について、条約に賛成した政府の立場・責任からも早期にその批准をはかること。

(1) 家内労働者の賃金、仕事の打ち切りなどの労働条件、失業時の休業補償などの社会保障をはじめとする労働者としての最低限の権利確立のため、現行家内労働法を抜本的にただちに改正されたい。また、必要な新法の策定にむけての検討と関係する現行法の改定をただちにはかられたい。

(2) 家内労働者の低工賃と長時間労働の解消や権利の向上、社会保障の拡充、労働諸条件の最低限の権利の保障などの実現のため、大幅な財政措置をとまう抜本的対策を実施されたい。

- (3) 特に、家内労働者のための休業補償制度と未払い工賃の立替払制度を確立されたい。また、労働者災害補償保険法の家内労働者特別加入制度の掛金を下げられたい。
- (4) これらの推進のために、日本国内の家内労働者の組織との協議の場を正式に設置し、とりくみの具体化をはかられたい。
- 6, 雇用関係助成金にかかわり労働局を通じて申請する「支給要件確認申立書」の共通要領・様式第1号（平成29年10月23日改正）では、新たに「事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に所属している。」という項目を挿入している。これは、基本的人権にかかわる重大な問題をはらんでいる。直ちに、その項目を削除されたい。また、なぜその項目を今のこの時期に新たに加えたのか、理由を明らかにされたい。
- 7, 障害者雇用の法定雇用率の達成をすべての分野で促進されたい。平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げられる。民間（2.0が2.2%、法定雇用率達成の割合は48.8%）、国、地方公共団体など（2.3が2.5%、法定雇用率達成の割合は94.1%）、都道府県等の教育委員会（2.2が2.4%、法定雇用率達成の割合は80%）。

## 6－（２）厚生労働省（地域福祉課）

1, 「部落差別解消法」にかかわる国会附帯決議の遵守を徹底し、法の恣意的な拡大解釈に毅然として対処されたい。

①法本文だけでなく附帯決議も周知するよう徹底されたい。

②「世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意する」（衆議院）に際しての視点を示されたい。

③「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずる」（参議院）に関わり講ずるべき対策について示されたい。

④「当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意」に関わり留意すべき点について示されたい。

2, 母子対策関連事業（旧家庭支援推進保育事業）の各都道府県別実績（対象保育所数）と来年度の予算内容を明らかにするとともに、旧同和地区偏重の保育師加配は根拠が明確ではなく社会的交流を妨げている。即刻廃止されたい。

3, 「部落解放団体」支部事務所や「人権協会」などを抱え、「住民の自由な社会的交流の場にふさわしくない実態」にある隣保館の所在を明らかにし、公益に反するこれら施設への補助を停止するなど公平中立な管理と運営にむけた指導を徹底されたい。

部落問題解決の到達にたち、隣保館が行う、旧同和地区を前提にした、相談や交流に関する国補事業は廃止し、市民が自主的に学習・交流できる施設に設置要綱や基本・特別事業も含め大幅に見直すことが、自然な地域交流の促進につながる。広域隣保も含め、隣保館の在り方を全面的に見直しをされたい（なお、広域隣保の各県別補助数と金額を示されたい）。

なお隣保館利用者の利便性を考慮し、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、エレベーター設置等の予算を積極的に確保されたい。

4, 生活保護制度は、憲法 25 条が保障する生存権にかかわる重要な制度である。国民の権利である申請権にもとづき、無条件で申請を受理するようにされたい。

生活扶助基準を 3 年かけて総額約 670 億円を削減したなかで、全国各地で違憲訴訟が起こるなど当事者から国に対して大きな不信を招いている。これ以上の扶助費の減額・削減、母子加算の引き下げはやめられたい。老齢加算を復活されたい。

職業訓練を支給条件とする「自立」の強制や冬期加算、住宅扶助の見直しをやめて、暮らしが成り立つ金額へと大幅に引き上げられたい。さらに扶養義務の押しつけはやめられたい。

### 6－（3）厚生労働省（老健局関係等）

1，介護保険給付区分の見直しによる要支援1と2の自治体移管をやめられたい。介護保険制度の訪問介護のうち、「生活援助」の利用を厳しく制限する仕組みは個々人の実態を直視しないものでその導入はやめられたい。介護度3以上でないと特別養護老人ホームに入所できない実態を改められたい。

また利用抑制につながる利用者負担の増額もやめ、介護保険制度の保険料や利用料の減免制度について、各地の実状をふまえ国の制度として拡充・整備を検討されたい。

2，介護保険報酬の見直しは、介護労働者の賃金を大幅に引き上げること、事業所経営が健全化されること、これらを前提に組み立てられたい。

（1）介護・福祉職場の人材確保と処遇改善のため単価アップをはかられたい。

（2）介護職員処遇改善加算金の対象をすべての職員に拡大されたい。また、利用者に負担をかけずに加算金を継続、増額の対策を講じられたい。

（3）障害者関係でも給付費抑制をせずに、せめて従前の体系に戻されたい。

3，介護保険対象障害者に対する支援削減の大きな原因は国庫負担基準の介護保険対象者に対する減額規定にあることから、国庫負担基準の「介護保険対象者減額規定」撤廃をされたい。

4，若い人も高齢者も安心できる年金制度を国の責任で創設されたい。

（1）隔月支給の年金を国際水準である毎月支給に。

（2）年金支給開始年齢のこれ以上の引き上げは行わないこと。

（3）「マクロ経済スライド」は廃止すること。

（4）全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に創設すること。

（5）支給年齢の繰り上げや給付額の実質的切り下げをしないこと。

（6）満額支給の年齢は60才にすること。

5，国民健康保険都道府県単位化の下での国民健康保険料の値上げは行わないように各県自治体に指導されたい。

（1）市町村がこれまで行ってきたように、保険料負担が増えないよう保険料の賦課割合決定や一般会計法定外繰り入れを行えることに対して各県運営方針に明記すること。

（2）条例減免制度についてはこれまで通りの運用とすること。

（3）県は市町村の意見をよく聴き、時間切れ見切り発車のような形で統一化を押し切らないこと。

また、強制徴収や債権管理機構へまわすことなどをやめ生存権や人権を保障されたい。国保減免制度の拡充をすすめ、短期保険証・資格証明書発行はやめること。後期高齢者の医療費無料と保険料滞納者に対する保険証のとりあげはやめること。後期高齢者医療制度を速やかに廃止し元の老人保険制度にもどすこと。低所得者（国民年金）でも入居できる特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設を増やし早急に入所

待機者を解消すること。

6, 小規模多機能居宅介護事業所の設置を促すために、新設ならびにサテライト建設に対して国の補助金制度を創設することやケアマネージャー配置への行政支援を行うこと。

(1) 24時間体制、看取り態勢を支えるうえでも、訪問診察を柔軟に行えるようにされたい。

(2) 小規模多機能居宅介護事業所の利用者が入院した場合においても、本人等の合意のもとで引き続き利用契約がなされている場合は、介護保険制度の契約が成立することを認められるとともに広く周知を図られたい。

(3) 小規模多機能型居宅介護の普及を図る上でも、義務づけられているケアマネージャーの配置を解消し、一般のケアマネージャーでも対応できるシステムに至急切り替えられたい。

## (7) 外務省・総合外交政策局（人権人権課）申し入れ

- 1, 国連関係委員会の「勧告」は、同和問題を「人種問題」に位置づけ、長年にわたる解決の取り組みに対する誤解が含まれている。正しい理解を拡げられたい。
- 2, 公正で政府から真に独立した国内人権機関設置の具体化を求める。
  - ①国連パリ原則に沿った、独立性と実効性が確保されるものにする
  - ②人権委員会は権力や大企業等による人権侵害、平等権の領域のみを強制救済できるようにする
  - ③言論・出版の自由に係わり定義があいまいで言論表現規制につながる「不当な差別的言動」「誘発・助長」などの文言・規定は法の目的記述からはずす
  - ④人権擁護委員の国籍条項をなくす
  - ⑤国民の権利実態をふまえ、法律の必要性などそもそもからの議論が行えるようにする
  - ⑥国連関係委員会に対しこの件に関する日本国内での議論の到達点など正しい情報提供を求める。
- 3, 「女性差別撤廃条約」の政府審査に関わり、「マイノリティーの女性」をどう理解しているのか。2002年3月末で国の同和対策特別法は終了したもとの、かつての「同和地区や住民」を対象とする「実態調査」は不能・不要であり、「部落の女性」を「複合的差別」にくくらないでいただきたい。省の見解を明確にされたい。

2013年に廃止された婚外子相続分規定を除く民法の差別規定のうち、夫婦同姓の強制と女性のみでの再婚禁止期間を違憲とする訴訟の最高裁の憲法判断は不当なものである。委員会勧告を誠実に受け止め履行されたい。

また、性差別撤廃条約選択議定書の批准を進められたい。

- 4, 日本国は自由権規約の批准以来半世紀近くにわたって、個人通報制度の導入を実現していない。国会が自由権規約を批准した時、第一選択議定書の速やかな批准を約束した。それにもかかわらず、これが果されることなく今日に至っている。このため、人権面では多々遅れが目立ち、とりわけ国際的な自由権規約の解釈基準にそぐわない独自の人権理論が定着し、それが人権の国際化への到達を阻んでいる。個人通報制度は日本国が批准した主要な国際人権条約すべてにおいて、実現していない。このため、条約の趣旨に反する判決が最高裁判所及びその下級審においても度々罷り通っている。日本政府は報告審査の機会ごとに批准は「鋭意検討中」の常套句で答えをはぐらかし、批准を拒否する姿勢を示してきた。批准を見越して準備を完了し、受け入れに支障がないのだとしたら、直ちに批准すべきである。

## (8) 内閣府への提出（内閣府大臣官房政府広報室世論調査担当）

参考に法務省要請事項を以下に紹介しますので、世論調査実施に際して検討してください。

- 1, 「部落差別解消推進法」にかかわる国会附帯決議の遵守を徹底し、法の恣意的な拡大解釈に毅然として対処されたい。
  - ①法本文だけでなく附帯決議も周知するよう徹底されたい。
  - ②「世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意する」（衆議院）に際しての視点を示されたい。
  - ③「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずる」（参議院）に関わり講ずるべき対策について示されたい。
  - ④「当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意」に関わり留意すべき点について示されたい。
- 2, 兵庫県たつの市議会は昨年 12 月議会で部落差別の解消を進める条例案を可決した。条例は、市が差別解消に向けて施策を進める責務を明記。部落差別解消推進基本計画を取りまとめ、市民団体や学識者らでつくる審議会を設置し、相談体制や人権教育の充実などの施策を効果的に進めるとして、4月1日から施行する。「部落差別解消法」は「理念法」だと提案者は繰り返し発言した。よってこの法の成立は「部落問題」に特化した新たな施策・計画づくりを国や自治体に促してはいないと考える。省の見解を明らかにされたい。
- 3, 「部落差別の実態に係る調査」の内容、手法を明らかにされたい。
- 4, 「国内人権機関」設立について、以下の点を求める。
  - ①国連パリ原則に沿った、独立性と実効性が確保されるものにする
  - ②人権委員会は権力や大企業等による人権侵害、平等権に係わる領域のみを強制救済できるようにする
  - ③言論・出版の自由に係わり定義があいまいで言論表現規制につながる「不当な差別的言動」「誘発・助長」などの文言・規定は法の目的記述からははずす
  - ④人権擁護委員の国籍条項をなくす
  - ⑤国民の権利実態をふまえ、法律の必要性などそもそもからの議論が行えるようにする
  - ⑥国連関係委員会に対しこの件に関する日本国内での議論の到達点など正しい情報提供を求める。
- 5, 同和問題の現状について、人権啓発パンフレット「心ひらこうー同和問題はいま」は、人権侵犯処理のなかでの件数割合や処理内容の変化を示さず、解決へと前進している婚姻などの変化した数字もあげず、世論調査に見られる「いまだ残る差別意識」、実証に欠ける「結婚や就職の差別」を記述するなど、かえって誤った理解を広げ啓発不信を招きかねない。是正をセンターに求められたい。

また、今日における「同和問題に関する国民の差別意識」についてどのような認識されているか。「市民意識調査」は「同和地区」「同和地区住民」を前提に実際の問題行為ではなく、「同和問題」の理解を問うて「啓発効果」を図る程度の意味しかなく、実際の認識に誤解を与えていることから有益な設問とは言えない。「同和地区」「同和地区住民」を前提とする設問はやめられたい。

6, 5年ごとに内閣府が実施している「人権擁護に関する世論調査」の同和問題に関する人権上の問題の設問で、「部落差別解消法」の成立を反映して「部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」と問う箇所がある。「どのような人権問題があると思うか」との問いは、実際に見聞きしたことのほか、想像したことも合わせて問う形になり、誘導的であり、科学的調査とは言えない。「あなたは、同和問題に関し、実際に身のまわりで起きたことを聞いたことがありますか」などの設問に変更して対処していただきたい。

市町村の調査ではそのような設問に変更するところもでていますが、都道府県では全国比較する立場上、内閣府の設問と同じ設問をしているところが見受けられるので、政府の側でも変更を検討願いたい。

7, 議員立法で成立した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000年12月6日法律第147号)は人権擁護施策推進審議会会長が談話で法的措置は必要なしとしたにもかかわらず、一部団体の「部落差別をなくしていくための法律」として制定された。私たちは、法律の最大の問題点は、人権問題を差別問題に矮小化して「国民の差別意識」の問題にし、憲法で保障された思想・良心の自由や表現の自由を侵害する、法の名で国民に特定の考えが強制・教化がなされる、として法制定に強く反対した経緯がある。

今日、自治体などの「指針」や「計画」などでは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を根拠に、市民の内心に踏み込み「差別意識がある」と市民を差別者扱いし、「依然として根深い差別意識」を解消することが人権(同和)啓発の課題とされ、「啓発冊子」では同和問題の実態を歪めて描き、差別の拡大再生産という矛盾など多々問題が生じている。部落(同和)問題の実態から乖離した人権(同和)啓発や人権(同和・解放)教育に法的根拠を与えている「人権教育啓発推進法」は、見直し規定に則り即刻廃止されたい。

8, 日本国は自由権規約の批准以来半世紀近くにわたって、個人通報制度の導入を実現していない。国会が自由権規約を批准した時、第一選択議定書の速やかな批准を約束した。それにもかかわらず、これが果されることなく今日に至っている。このため、人権面では多々遅れが目立ち、とりわけ国際的な自由権規約の解釈基準にそぐわない独自の人権理論が定着し、それが人権の国際化への到達を阻んでいる。個人通報制度は日本国が批准した主要な国際人権条約すべてにおいて、実現していない。このため、条約の趣旨に反する判決が最高裁判所及びその下級審においても度々罷り通っている。日本政府は報告審査

の機会ごとに批准は「鋭意検討中」の常套句で答えをはぐらかし、批准を拒否する姿勢を示してきた。批准を見越して準備を完了し、受け入れに支障がないのだとしたら、直ちに批准すべきである。

### 内閣官房アイヌ総合政策室

- 1、国連宣言を完全履行し、アイヌの権利を守り、生活の向上をはかられたい。抜本的に改善する第1は権利を守り、生活の向上をすすめることにあります。2013年に実施された「北海道アイヌ生活実態調査」によると、アイヌの31・6%の世帯が年間所得200万円未満で、公的年金を受給していない人は9・8%にも上っています。また、アイヌが居住している市町村では、生活保護率が他の市町村の1・4倍になっており、進学率は高校が6%、大学は17%も低く、生活と教育、権利の面でのアイヌ民族の格差が歴然としています。教育と雇用、社会保障の面での障害をすべて取り除くため、無利子の融資制度の制定など、適切な援助施策を、道内外で実施してください。

### \*北海道 \*\*\*\*さんから 「生活教育が欠落している」との指摘

(05/21 北海道新聞) 政府、アイヌ新法に先住民族明記検討 理念先行に懸念も 政府は2020年までの制定を検討するアイヌ民族に関する新法について、「先住民族」を明記した基本法とする方向で検討していることを、北海道アイヌ協会側に伝えていたことが分かった。政府が検討しているアイヌ民族への生活・教育支援については「盛り込むことは難しい」としており、政府に具体策を要請してきた協会幹部らは「新法は理念をうたうだけで骨抜きの内容になりかねない」と警戒している。

北海道アイヌ協会は昨年3月、生活・教育支援を政府に要請し、菅義偉官房長官が「法的措置の必要性を総合的に検討する」と表明。昨年7月からアイヌ政策関係省庁連絡会議で、「生活の安定・向上」や「幼児教育の充実」など6項目の検討に着手していた。

現在も検討は続くが、内閣官房アイヌ総合政策室の担当者は3月下旬、北海道アイヌ協会の理事らの会合で政府が08年にアイヌ民族を先住民族と認めたことを踏まえ「新法に『先住民族』を掲げるべきだ」との認識を示した。生活・教育支援を位置づけることについては困難との見通しを示した。

# 2016年度 政府交渉

## 法務省 「解同が 既に乱用 ガイドライン作成を

全国人権連は、1月27日(水)省庁と交渉。部落差別解消法の乱用防止ガイドラインの早期作成、T・P・P撤回、部落問題の教科書記述の見直しなどを要求しました。



法務省と交渉

法務省人権擁護局との交渉は、丹波正司議員、吉村敏一副議長、新井直樹事務局長等7名が参加。省は森本加奈総務課長をはじめ人権啓発課長、人権救済課長等が応じた。要求内容では、12月16日に公布された「部落差別解消推進法」について、「部落差別」の定義がなく、具体的実施が不能とする立場から省の見解を求めました。また参議院附帯決議は「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること」「教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に慎重に検討すること」の3点について、それぞれどのように受け止めているのか、法の解釈を明らかにすることなどを求めました。



農林省と交渉

農林水産省との話し合いは、橋本忠吉副議長、加藤哲生常任幹事、他各県代表10名が参加。省側は武蔵誠課長補佐、他9名の職員が対応。T・P・P台意内容に関して、「農産物重要品目関税撤廃」について、基本的に維持確保できたとの報告あり。しかし国会で農水大臣も「無備なものは一つも無い」と認め、要求する意見が出されず。



厚労省と交渉

中島純男副議長を責任者に行われた厚生労働省交渉では、職業安定局・労働基準局・児童家庭局・派遣労働者の雇用継続と賃金引き上げ、過重労働の規制要求に、春闘で2割以上の賃上げ、平成27年度に過重労働特別監察官設置などの回答。就職差別・人権侵害根絶の徹底要求には、経営団体と企業主に指導資料配布・指導の回答。「就職差別につながる恐れ」の件数は27年度1306件・面接時の不適切質問が8割。「選考採用委員」手帳の回収と重要資料の是正要求には今年度から「手帳廃止」の回答。同和対策延長の確保館経由の雇用保険適応店数上の乗せ制度や保育師加配の即時廃止要求には「地域の実情をふまえて」と曖昧な回答。

I・L・O条約の「家内労働者」の早期批准と家内労働法の改正、低賃金・長時間労働の解消と未払い工賃の立替払制度確立要求には「家内労働者工賃は給料ではないので、年長すぎる。上流で続けて事業を実施される」と、下流では長い間変更できない。もう少し短くできないかの要望は、国で、上流で土地改良事業を実施すると、下流の方は8年間変更ができないことになっているが、8割が「該当しない」と回答。参加者から、改正を主張して条約を採択させながら批准しない無責任と家内労働法に反する回答への批判が出されました。

## 農林省 「これ以上米づくりは続けられない」 戸別所得補償の復活を要求

農林水産省との話し合いは、橋本忠吉副議長、加藤哲生常任幹事、他各県代表10名が参加。省側は武蔵誠課長補佐、他9名の職員が対応。T・P・P台意内容に関して、「農産物重要品目関税撤廃」について、基本的に維持確保できたとの報告あり。しかし国会で農水大臣も「無備なものは一つも無い」と認め、要求する意見が出されず。



波川市の一器物破壊された道標

耕作放棄地の現状調査を要望。それが鳥獣被害の原因にもなっている。埼玉、三重などから、イシシ、鹿、たぬき、さるなどの被害の現状が報告されました。土地改良や施設建設などで、小規模共同施設の利用など、補助率が内容によって、割合が異なる制度もあるので、それを利用して地元負担を軽減できるとの回答。関連して、上流で土地改良事業を実施すると、下流の方は8年間変更ができないことになっているが、8割が「該当しない」と回答。参加者から、改正を主張して条約を採択させながら批准しない無責任と家内労働法に反する回答への批判が出されました。

## 厚労省 自由な交流の場にふさわしい隣保館へ 管理徹底とエレベーター設置を

中島純男副議長を責任者に行われた厚生労働省交渉では、職業安定局・労働基準局・児童家庭局・派遣労働者の雇用継続と賃金引き上げ、過重労働の規制要求に、春闘で2割以上の賃上げ、平成27年度に過重労働特別監察官設置などの回答。就職差別・人権侵害根絶の徹底要求には、経営団体と企業主に指導資料配布・指導の回答。「就職差別につながる恐れ」の件数は27年度1306件・面接時の不適切質問が8割。「選考採用委員」手帳の回収と重要資料の是正要求には今年度から「手帳廃止」の回答。同和対策延長の確保館経由の雇用保険適応店数上の乗せ制度や保育師加配の即時廃止要求には「地域の実情をふまえて」と曖昧な回答。

府県市名	実施箇所数		補助額(千円)	
	26	27	26	27
1 茨城県	7	7	3,183	3,183
2 埼玉県	3	3	1,848	2,010
3 新潟県	1	1	523	526
4 長野県	4	4	2,612	2,885
5 三重県	2	2	550	602
6 静岡県	4	4	2,612	2,904
7 京都府	14	13	6,507	6,834
8 兵庫県	3	3	1,959	2,178
9 徳島県	2	2	1,116	1,206
10 高知県	11	11	3,080	3,683
11 広島県	5	6	3,267	4,139
12 徳島県	1	1	653	726
13 香川県	1	1	653	726
14 愛媛県	9	9	5,878	6,518
15 福岡県	9	6	5,881	4,356
16 熊本県	2	2	1,124	1,250
17 大分県	4	4	2,610	2,884
18 福岡市	7	7	4,574	5,082
合計	80	87	48,630	51,203



